

令和7年度 看護職員等負担軽減取組計画

負担軽減評価体制

- ・看護職員等負担軽減に係る責任者として看護部長を任命
- ・責任者の下、看護職員等負担軽減検討委員会を設置（院長、副院長、事務長、看護部長、薬局長、PSW、臨床検査技師）

看護職員等負担軽減に係る取組事項及び評価

項目	取組事項	評価
育児休業 産前産後休暇 夜勤の免除 多様な勤務形態の取入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・育休からの復帰予定 1名 ・病気休職者 2名 ・短時間勤務者 1名 ・週4日勤務者 1名 	
採用・人材確保 (看護職員の維持及び増員)	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師、准看護師資格取得の促進 ・今年度の看護学生 3名 ・新規看護職員の採用 ・3名の退職予定者がいるため ・看護職員4名以上、看護補助者1名以上の新規採用ができるように計画する。 ・看護補助者の増員及び多様な勤務形態の検討 ・非常勤職員等の活用 	
勤務関係	<ul style="list-style-type: none"> ・有給休暇の取得促進— 平均取得率70%以上を目標 ・取得日数の差の解消 ・時間外勤務が発生しない勤務計画作成・業務分担を行う。 ・連続した夜勤（準夜、深夜）は2回までとする。 ・確実な休憩時間確保 	
業務関係 ・多職種連携及び業務分担	<ul style="list-style-type: none"> ・看護補助者の業務の明確化 ・看護補助者の業務の拡大 ・勉強会及び研修会 ・臨床検査技師と協力して検体採取等を行い負担軽減を図る。 ・初診患者へのインテークを精神保健福祉士が行うことで負担軽減をはかる。 ・多職種連携及び電子カルテを利用した負担軽減 ・土曜日は、8:20～17:00まで事務当番を配置、日祝祭日は日直者を配置して負担軽減を行う。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・一般事業主行動計画の推進 ・eラーニングの活用 ・リクルート活動を積極的に行う。 ・ホームページの求人欄の見直しを行い採用活動の強化につなげる。 	